

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

令和 年 月 日

羽曳野市農業委員会会長 様

譲受人 氏名 _____
(被設定人)譲渡人 氏名 _____
(設定人)

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届出ます。

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名		住所					
	譲受人								
	譲渡人								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 m ²	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名 住所	氏名 住所		
	計	筆		m ² (田		m ² 畑		m ²)	
3 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他	
4 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期	令和 年 月 日						
		工事完了時期	令和 年 月 日						
転用の目的に係る事業又は施設の概要									
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

*受理通知書は届出者全員の合意により【 TEL: () 】が受領します。
(記載注意)

- 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄のその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 届出者の氏名、住所等欄、土地の所在等欄で、この用紙に全部を記載できないときは別紙1の用紙に記載すること。
- 土地の所在等の記載なき欄には 以下余白 を記入すること。
- 記載事項を訂正、改ざんしたものは受理できない。
- 申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。
- これまでどおり、押印された書面を提出されても手続きに支障はありません。
- 譲受人が法人である場合、「定款の写し」「寄付行為の写し」「登記事項証明書」のうち、どちらか一方を添付し、譲渡人が法人である場合は、添付不要とする。

(別紙1) 届出書1の欄

届出者の住所等

当事者の別	氏名	住所

届出書2の欄

届出ようとする土地の所在等

所在	地番	地目		面積	土地所有者	耕作者
		登記簿	現況		氏名 住所	氏名 住所
計	筆			m ² (田	m ² 畑	m ²)